

西宮市重度心身障害者（児）介護手当支給要綱

（目的）

第1条 この要綱は、重度心身障害者（児）の介護者に、重度心身障害者（児）介護手当（以下「手当」という。）を支給することにより、当該介護者および障害者の負担を軽減し、もって障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（障害者）

第2条 この要綱において障害者とは、64歳以下において、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、障害者が64歳以下の時よりこの手当の支給が行われている場合は、その障害者が65歳となった後も支給対象とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の所持者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5に定める障害の程度が1級又は2級に該当するもの並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センターの長、又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院若しくは診療所に従事する精神科若しくは神経科を主として担当する医師により、重度知的障害と判定されたものであること
 - (2) 居宅で6ヶ月以上、常時臥床の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態又はこれと同様の状態であり、次のいずれかに該当する者。
 - ア 身体障害者（児）において、別表1に定める日常生活の動作状況5項目のすべてが全介助又は一部介助に該当する者。
 - イ 知的障害者（児）において、アと同様の状態又は別表2に定める問題行動の程度の2項目のうち1項目以上が1度に該当する者。
 - (3) 過去1年間において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）によるサービス（法第6条に規定する自立支援給付（自立支援医療費及び補装具費の支給を除く。）の対象となるサービスをいう。以下同じ。）を利用していないこと。ただし、過去1年間における短期入所（法第5条第8項に規定する短期入所をいう。）の利用日数が合わせて7日以内である場合を除く。
 - (4) 過去1年間において介護保険によるサービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号又は第2号に掲げる保険給付の対象となるサービスをいう。以下同じ。）を利用していないこと。ただし、過去1年間における短期入所生活介護（同法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。）及び短期入所療養介護（同法第8条第10項に規定する短期入所療養介護をいう。）の利用日数が合わせて7日以内である場合を除く。
 - (5) 障害者及び障害者と同一の世帯に属する者のすべてが手当の支給対象となる月（手当の支給申請をした日の属する月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月までの各月をいう。以下「支給対象月」という。）の属する年度（支給対象月が1月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者であること。
- 2 前項の第3号、第4号の認定に当たり、障害者が病院又は診療所に入院（法第6条に規定する自立支援給付の対象となる場合を除く。）した期間は、算入しないものとする。
- 3 第1項第5号の認定に当たり、障害者及び障害者と同一の世帯に属する者が、西宮市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する運用を定める要綱に基づき、当該要綱第5条1項に規定する認定を受けた場合は、その者について、地方税法第292条第1項第11号及び所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦又は地方税法第292条第1項第12号及び所得税法第2条第1項第31号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額によるものとする。

(受給資格)

第3条 この要綱により手当を受けることができる者は、市内に住所を有する障害者を、現に主として介護している者とする。

(手当額)

第4条 手当の額は、障害者一人につき年額100,000円とする。ただし、第9条に規定する各支給期における支給対象月数が3に満たない場合は、各支給期における支給額は、25,000円に支給対象月数を乗じ3で除した額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(申請)

第5条 手当の支給を受けようとする者は、重度心身障害者(児)介護手当支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請し認定を受けなければならない。

(1) 第2条第5号に規定する非課税を証する書類。なお、市長において市民税賦課資料により調査を行うことを承諾した場合は証明書の添付を省略することができる。

(受給資格の認定)

第6条 市長は、手当の支給申請があった場合は、その内容を審査し、受給資格を有すると認定したときは、申請者に対してその旨を通知するものとする。また、認定しない場合は、重度心身障害者(児)介護手当支給不承認通知書(様式第2号)に、その理由を記載して交付するものとする。

(支給更新申請)

第7条 前条の規定により支給の認定を受けた者が引続き手当の支給を受けようとするときは、毎年7月に重度心身障害者(児)介護手当更新申請書等の提出をし、受給資格の更新をしなければならない。

(支給期間)

第8条 手当の支給期間は、受給資格を有するものが、手当の支給申請をした日の属する月の翌月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月までとする。

第8条の2 月の途中で介護者が変わった場合で、前の介護者が手当を受けているときは、この申請があっても翌月分から支給する。

2 他の地方公共団体で、この要綱と同じ趣旨の手当を受給しているものが、転入などにより当市に申請をした場合、当該地方公共団体が最後に支給する月の翌月分から支給する。

(支給月)

第9条 手当は、毎年2月、5月、8月、及び11月の4期にそれぞれ前々月までの分を支払うものとする。

(受給資格の消滅)

第10条 次の各号のいずれかに該当することとなったときは、受給資格は消滅するものとする。

- (1) 重度心身障害者(児)が死亡したとき。
- (2) 重度心身障害者(児)が西宮市の住民でなくなったとき。
- (3) 重度心身障害者(児)が障害者支援施設等に入所したとき。
- (4) 重度心身障害者が介護老人福祉施設に入所したとき。
- (5) 重度心身障害者(児)が病院、診療所又は介護老人保健施設に継続して3ヶ月を超えて入院又は入所したとき。
- (6) 重度心身障害者(児)が第2条の要件を備えなくなったとき。
- (7) 介護者が重度心身障害者(児)を介護しなくなったとき。
- (8) 手当の受給者が、正当な理由なく、第7条に規定する届出を相応の催告によっても行わず、又は忌避するとき。

(支給額の調整)

第11条 家族介護慰労金(以下「慰労金」という)の支給対象となる者にあたっては、慰労金から優先して支給するものとし、介護手当との重複支給は行わない。

(届出)

第12条 受給者は、次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる書類によりすみやかに市長まで届出なければならない。

(1) 受給資格が消滅した場合

重度心身障害者(児)介護手当受給資格喪失届(様式第3号)

(2) 住所・氏名または介護者を変更した場合

重度心身障害者(児)介護手当住所・氏名変更届(様式第4号)

(手当を受ける権利の保護)

第13条 手当を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(手当の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の行為によって手当の支給を受けた者があるときは、その者に対して支給を受けた額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和48年8月1日から実施する。

付 則

この要綱は、昭和49年9月2日から実施する。

付 則

この要綱は、昭和52年1月1日から実施する。

付 則

この要綱は、昭和52年11月21日から実施する。

付 則

1 この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。

2 第8条の3の規定にかかわらず、昭和61年4月分の手当については、同年8月に支払うものとする。

付 則

1 この要綱は、昭和62年2月1日から実施する。

2 昭和62年2月1日前の申請にかかる手当については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成2年8月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成7年7月18日から実施する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成12年8月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成16年8月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成18年8月1日から実施する。

付 則

1 この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

2 平成21年7月分までの手当については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。